

原発事故による諸外国の食品等の輸入規制の撤廃・緩和

● 原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、撤廃・緩和される動き（規制を設けた54の国・地域のうち、29か国で輸入規制を撤廃、25の国・地域で輸入規制を継続）。

◇ 諸外国の食品等の輸入規制の状況（平成30年8月22日時点）

| 規制措置の内容／国・地域数 | | | 国・地域名 | |
|----------------------|--------------|-------------------------|---|--|
| 事故後輸入規制を措置 54 | 規制措置を完全撤廃した国 | 29 | カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル | |
| | 輸入規制を継続して措置 | 一部の都県を対象に輸入停止 | 6 | 韓国、中国、シンガポール、香港、マカオ、台湾 |
| | | | 2 | （日本での出荷制限品目を停止）米国、フィリピン |
| | | 一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書を要求 | 16 | インドネシア、仏領ポリネシア、オマーン、バーレーン、エジプト、コンゴ民主共和国、モロッコ、EU※、EFTA（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、ブルネイ、アラブ首長国連邦（UAE）、レバノン、ロシア ※EU加盟国（28か国）を1地域とカウント。 |
| 自国での検査強化 | 1 | イスラエル | | |

注1）規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。注2）タイ政府は規制措置を撤廃したが、一部の野生動物肉についてのみ検査証明書を要求。

◇ 最近の規制措置完全撤廃の例

| 撤廃された年月 | 国名 |
|---------|-----------------|
| 平成27年5月 | タイ ※一部の野生動物肉を除く |
| 11月 | ボリビア |
| 平成28年2月 | インド |
| 5月 | クウェート |
| 8月 | ネパール |
| 12月 | イラン |
| 〃 | モーリシャス |
| 平成29年4月 | カタール |
| 〃 | ウクライナ |
| 10月 | パキスタン |
| 11月 | サウジアラビア |
| 12月 | アルゼンチン |
| 平成30年2月 | トルコ |
| 7月 | ニューカレドニア |
| 8月 | ブラジル |

◇ 最近の輸入規制緩和の例

| 緩和された年月 | 国・地域名 | 緩和の主な内容 |
|----------|--------|--|
| 平成28年12月 | UAE | 検査証明書の対象地域の縮小（15都県の全ての食品・飼料→5県のみ） |
| 平成29年3月 | レバノン | 全ての食品・飼料について検査報告書の添付で輸入可能に |
| 4月 | ロシア | 青森県に所在する施設での水産物について、検査証明書の添付が不要に |
| 9、11月 | 米国 | ・福島等5県産の牛乳・乳製品について、輸入時の（放射性物質に係る）安全性証明が不要に ・輸入停止（福島県等）→一部の品目の解除等 |
| 12月 | EU※ | 検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小（福島県のコメ等を検査証明対象から除外等） |
| 平成30年1月 | トルコ | 輸入時全ロット検査の対象品目が縮小（切り花、盆栽等を検査対象から除外） |
| 3、6月 | 米国 | 輸入停止（栃木県産のクリ、福島県産キツネメバル、シロメバル及びスズキ）→解除 |
| 3月 | ロシア | 輸入停止（7県産の水産物）→岩手等6県産の水産物については停止措置を解除、福島県産の水産物については放射性物質検査証明書（セシウム、ストロンチウム）の添付を条件に停止措置を解除 |
| 5月 | UAE | 検査証明書の対象地域の縮小（5県の全ての食品・飼料→福島県）、産地証明書の添付不要 |
| 7月 | シンガポール | 全食品及び農産品について、輸入停止の対象地域の縮小（福島県10市町村→7市町村） |
| 〃 | 香港 | 輸入停止（茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県産の野菜、果物、牛乳、乳飲料及び粉乳）→検査証明書及び輸出事業者証明書の添付で輸入可能 |

※ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン（EFTA加盟国）もEUに準拠した規制緩和を実施。